

現場代理人及び主任（監理）技術者の配置等について

吉野川市が発注する建設工事において、適切な施工を確保することを目的に工事現場に配置する現場代理人及び主任（監理）技術者について次のとおり定めます。

【技術者について】

1. 工事現場に配置すべき技術者

（別表－1）

①主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

②監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

※主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

1. 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する請負代金が3,500万円（建築一式の場合7,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者または監理技術者）は元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任のものでなければならず、他の工事現場との兼任はできません。ただし、請負金額がこの金額に満たない場合は、主任技術者のみ、職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場の主任技術者とは兼務できます。

※主任（監理）技術者の専任期間

主任（監理）技術者が工事現場に専任で設置すべき期間は原則として、契約日から検査完了日までとなります。

3. 請負業者と技術者の雇用関係

技術者は、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者に限ります。

○直接的かつ恒常的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは・・・配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいう（在籍出向者や派遣社員は含めない）。

恒常的な雇用関係とは・・・一定の期間にわたり勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。なお、専任配置を求めている工事については、開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要。

4. 主任（監理）技術者の工事期間中の途中交代について

吉野川市では、技術者の途中交代について、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから原則として認めていません。ただし、真にやむを得ない事情が発生した場合は、下記①～③のとおり取り扱うこととします。なお、交代する場合であっても下記共通条件を満たすことが必要です。

○技術者の交代が認められる場合の共通条件

- ・交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されていること。
- ・交代前の1週間は、当該工事現場に重複配置し、工事の継続性・品質が確保されること。（ただし、①ア・イについてやむを得ない場合は例外とする。）

①専任技術者・監理技術者の場合

次のアからエのいずれかに該当する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより交代を認めます。

・ア 死亡

請負者から「当該技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。

（死亡診断書等公的書類の提出は認めない。）

・イ 病気等

請負者から、「当該技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状等が確認できる診断書等資料の提示を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限られる。

・ウ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。

（該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。）

・エ 発注者の責による工期延伸及び現場条件による工期延伸

②主任技術者の場合

真にやむを得ない事情が発生した場合に限り、請負者との協議に対する承認により交代を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は①専任技術者の説明を参考にして下さい。

③総合評価落札方式による工事の技術者の場合

総合評価落札方式による工事については、配置予定技術者を予め定め入札参加申請していることから、上記①ア・イ以外の理由による交代は認めません。やむをえず、交代する場合は工事成績の減点、悪質な場合は吉野川市建設業指名停止措置要綱別表10の不誠実行為による指名停止を行う場合があります。

5. 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人、主任技術者及び監理技術者として現場には配置できません。

ただし、請負金額が3,500万円（建築一式の場合7,000万円）未満の工事は営業所に近接した場合のみ主任技術者との兼務ができます。

【現場代理人について】

6. 現場代理人（建設業法第19条の2第1項） （別表－2）

吉野川市において、受注者は、吉野川市公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき、現場代理人を定め工事現場に配置し、発注者に通知する必要があります。

7. 現場代理人の常駐義務

約款第10条2項では、「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、・・・」とあり、工事現場に常駐することが明記されています。そのため、現場代理人は他の工事現場の現場代理人・主任技術者及び監理技術者、又は営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者のいずれとも兼務することができません。（工事現場が一体的で同一場所の場合は、除く。）

ただし、約款第10条3項により、現場の常駐義務を緩和し、設計金額が一定未満の工事又は災害復旧工事を特定の地域で多数発注する工事において、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合のみ、他の工事現場の現場代理人を兼務することができます。

また、この兼務要件とは別に次の各号のいずれかに該当し、発注者が認めた場合に限り現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和します。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

8. 請負業者と現場代理人の雇用関係

吉野川市では、現場代理人に付与される権限の重要性並びに適正な工事の施工を図るために、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とします。

9. 現場代理人の工事期間中の途中交代について

現場代理人が工期途中で交代することは適正な工事施工の確保の観点から好ましくありませんが、次の条件を満足すれば、請負者との協議に対する承認により交代を認めます。

○交代が認められる場合の条件

- ・交代前の1週間は、当該工事現場に重複配置し、工事の継続性・品質が確保されること。（ただし、上記4.①ア・イについてやむを得ない場合は例外とする。）

◎技術者制度早見表

別表1

1	建設業の種類	元請工事における 下請金額合計	その他 建築一式	4,000万円未満 6,000万円未満	4,000万円以上 6,000万円以上	一般建設業許可業者は 4,000万円(建築一式工 事6,000万円)以上の元 請工事に対する下請を 発注できない。
		建設業許可	種類	一般建設業許可	特定建設業許可	
2	工事現場に 置くべき技術者	元請工事における 下請金額合計	その他 建築一式	4,000万円未満 6,000万円未満	4,000万円以上 6,000万円以上	特定建設業者は監理技 術者許可所持者が必要
		技術者	種類	主任技術者	監理技術者	
3	技術者の 現場専任(*1)	請負金額	その他 建築一式	3,500万円未満 7,000万円未満	3,500万円以上 7,000万円以上	現場専任の必要があれば 他工事との技術者の 兼務はできない。
		専任の必要性	有無	現場専任必要なし (主任技術者)	現場専任必要 (専任技術者)	
4	技術者の資格要件	監理技術者	1級国家資格者・国土交通大臣特別認定者			法第26条第2項(資格者 証の現場携帯必要)
		主任技術者	1・2級国家資格者・指定学科卒業+実務経験 ・実務経験10年以上			法第26条第1項
5	技術者の 他工事の兼務	監理技術者	他工事との兼務できない。			
		専任技術者	他工事との兼務できない。			
		主任技術者	他工事との兼務できる。			
		営業所の専任技術者	市内に営業所がある業者は市内の他工事の主任技術者との兼務できる。			

◎現場代理人制度早見表

別表2

1	現場代理人の専任 (*1)の有無	工事種類	市工事のみの場合	県工事と兼務の場合	下記*4に定める 工事についても 専任の対象外と する。
		専任の必要性	市工事(当初設計金額1,350 万円未満)を合計3つまで兼 務可能(*5)	県工事(当初請負金額2,500 万円未満)及び市工事(当初 設計金額1,350万円未満)で 合計3つまで兼務可能(*5)	
2	現場代理人の常駐 (*2)の期間	*3・4の場合を除き契約日から竣工承認日までとする。			
3	現場代理人の 資格要件	特になし。ただし、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者以外の者で、直接的・恒 常的雇用関係があること。			
4	現場代理人の兼務 (*4)	監理技術者	本工事の監理技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		専任技術者	本工事の専任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		主任技術者	本工事の主任技術者は兼務できるが、他工事との兼務はできない。		
		営業所の専任技術者	兼務できない。		

- *1 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることをいう。
- *2 「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中特別な理由がある場合を除き工事現場に常駐し、職務に従事していることをいう。
- *3 次の各号のいずれかに該当し、特記仕様書で明記がある場合に限り、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和する。
 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 二 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
 ただし、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者を現場代理人として配置することはできない。
- *4 現場代理人において、工事現場が一体的で同一場所の場合、又は、災害復旧工事を特定の地域で多数発注する場合にお
 兼務することを認める。
- *5 合併以前の旧町村内の工事に限る。